

# 貨物自動車運送事業法令試験の実施結果について

(令和7年3月13日実施分)

## 【合格者受験番号】

大127	大132	京44	兵75	大140	大141	大142	大143	京47	京49
京50	滋20	兵82	兵83	兵84	兵85				

※受験番号は法令試験実施通知書に記載しております。

- ・1回目の法令試験に不合格となられた方には、再試験実施通知を郵送いたします。
- ・再試験に不合格となられた方には、不合格通知書を郵送いたします。
- ・点数及び採点状況のお問い合わせはご遠慮願います。

**一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題**  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日 令和 年 月 日

申請者名(法人名)

受験者の氏名

**一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題**  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日 令和 年 月 日

申請者名(法人名)

受験者の氏名

I. 次の問題の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

( )

問題2 【貨物自動車運送事業法】(安全管理規程等)

国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であって、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

( )

問題3 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者等の義務)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

( )

問題4 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

( )

I. 次の問題の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(目的)

この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

( ○ )

問題2 【貨物自動車運送事業法】(安全管理規程等)

国土交通大臣は、安全統括管理者がその職務を怠った場合であって、当該安全統括管理者が引き続きその職務を行うことが輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、当該安全統括管理者を解任すべきことを命ずることができる。

( ○ )

問題3 【貨物自動車運送事業法】(運行管理者等の義務)

一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならない。

( ○ )

問題4 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

( ○ )

問題5 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結することを命ずることができる。

( )

問題6 【貨物自動車運送事業法】(事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣に届け出なければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

( )

問題7 【貨物自動車運送事業法】(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したときは、九月以内に於いて期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができる。

( )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の事業)

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、国土交通大臣が公示した区域において、輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令の遵守に関し貨物自動車運送事業者に対する指導を行うものとする。

( )

問題9 【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、主たる事務所の名称及び位置の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( )

問題5 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物の運送に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結することを命ずることができる。

( O )

問題6 【貨物自動車運送事業法】(事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣に届け出なければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

( X )

問題7 【貨物自動車運送事業法】(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したときは、九月以内に於いて期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができる。

( X )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の事業)

地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、国土交通大臣が公示した区域において、輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令の遵守に関し貨物自動車運送事業者に対する指導を行うものとする。

( O )

問題9 【貨物自動車運送事業法、貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、主たる事務所の名称及び位置の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( X )

問題10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

一般貨物自動車運送事業者等が常時選任しなければならない事業用自動車の運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、三月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

( )

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点呼等)

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。)を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

( )

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から一年間保存しなければならない。

( )

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において運転者として選任しなくなつてから五年間保存しなければならない。

( )

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

( )

問題10 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

一般貨物自動車運送事業者等が常時選任しなければならない事業用自動車の運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、三月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

( × )

問題11 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点呼等)

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。)を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、点呼において酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

( ○ )

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から一年間保存しなければならない。

( ○ )

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該貨物自動車運送事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況の下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において運転者として選任しなくなつてから五年間保存しなければならない。

( × )

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員等に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

( ○ )

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則に規定する運行管理者の業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

( )

問題16 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更しようとするときは、運賃及び料金の設定又は変更前三十日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

( )

問題17 【貨物自動車運送事業報告規則】(臨時の報告)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

( )

問題18 【自動車事故報告規則】(速報)

事業者等は、その使用する自動車について、五人以上の重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、四十八時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

( )

問題19 【道路運送法】(自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

( )

問題15 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則に規定する運行管理者の業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

( O )

問題16 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更しようとするときは、運賃及び料金の設定又は変更前三十日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を、所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

( X )

問題17 【貨物自動車運送事業報告規則】(臨時の報告)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

( O )

問題18 【自動車事故報告規則】(速報)

事業者等は、その使用する自動車について、五人以上の重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、四十八時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

( X )

問題19 【道路運送法】(自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

( O )

問題20 【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、三月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( )

問題21 【道路運送車両法】(選任届)

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から三十日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

( )

問題22 【道路交通法】(使用者に対する通知)

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業者を経営する者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

( )

問題23 【労働基準法】(休憩)

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも三十分、八時間を超える場合においては少くとも四十五分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

( )

問題24 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】(目的)

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、事業者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

( )

問題20 【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、三月ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( ○ )

問題21 【道路運送車両法】(選任届)

大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から三十日以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。

( × )

問題22 【道路交通法】(使用者に対する通知)

車両等の運転者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反した場合において、当該違反が当該違反に係る車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認めるときは、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該車両等の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業者を経営する者又は軌道法の規定による軌道の事業者であるときは当該事業者及び当該事業を監督する行政庁に対し、当該車両等の使用者がこれらの事業者以外の者であるときは当該車両等の使用者に対し、当該違反の内容を通知するものとする。

( ○ )

問題23 【労働基準法】(休憩)

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも三十分、八時間を超える場合においては少くとも四十五分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

( × )

問題24 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】(目的)

この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、事業者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

( × )

## II. 次の問題の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

### 問題25 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(業務の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに必要事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録させる事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 ( )
- イ. 運行管理者の氏名 ( )
- ウ. 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時 ( )

### 問題26 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録する事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 乗務員等の氏名 ( )
- イ. 事故の概要(損害の程度を含む。) ( )
- ウ. 再発防止対策 ( )

### 問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、次のア～ウについて、その対象となる運転者として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者 ( )
- イ. 運行管理者として新たに雇い入れた者 ( )
- ウ. 未成年者 ( )

### 問題28 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 勤務終了後、継続十時間以上の休息期間を与えるよう努めること。 ( )
- イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十八時間とすること。 ( )

## II. 次の問題の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

### 問題25 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(業務の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに必要事項を記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録させる事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示 ( ○ )
- イ. 運行管理者の氏名 ( × )
- ウ. 休憩又は睡眠をした場合にあっては、その地点及び日時 ( ○ )

### 問題26 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならないが、次のア～ウについて、記録する事項として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 乗務員等の氏名 ( ○ )
- イ. 事故の概要(損害の程度を含む。) ( ○ )
- ウ. 再発防止対策 ( ○ )

### 問題27 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、次のア～ウについて、その対象となる運転者として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者 ( ○ )
- イ. 運行管理者として新たに雇い入れた者 ( × )
- ウ. 未成年者 ( × )

### 問題28 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 勤務終了後、継続十時間以上の休息期間を与えるよう努めること。 ( × )
- イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十八時間とすること。 ( × )

問題29 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、次のア～ウについて、受けさせなければならない者として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者若しくは重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は法第三十三条(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)の原因となった違反行為が行われた営業所において選任している者 ( )
- イ. 運行管理者として新たに選任した者 ( )
- ウ. 現にその法人の業務を執行する役員 ( )

問題30 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期について、ア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ( )
- 2 事業実績報告書 ( )

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内
- イ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日内
- ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
- エ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年五月三十一日まで
- オ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
- カ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで

問題29 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行管理者の講習)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、次のア～ウについて、受けさせなければならない者として、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者若しくは重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は法第三十三条(法第三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る。)の原因となった違反行為が行われた営業所において選任している者 ( ○ )
- イ. 運行管理者として新たに選任した者 ( ○ )
- ウ. 現にその法人の業務を執行する役員 ( × )

問題30 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期について、ア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ( イ )
- 2 事業実績報告書 ( オ )

- ア. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内
- イ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日内
- ウ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内
- エ. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年五月三十一日まで
- オ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで
- カ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験」の  
令和7年3月の受験者数及び合格者数については 下記のとおり

	受験者数	合格者数	合格率
令和7年3月	26	16	61.5%